

令和3年度第1回島根県生徒指導審議会

日 時 令和3年12月21日(火)

10時～12時

場 所 県分庁舎2F 教育委員室

【事務局あいさつ(参事)】

みなさん、おはようございます。

この4月から参事として教育指導課の方を担当しております木原でございます。

本日はお忙しい中、県の生徒指導審議会においでいただきましてありがとうございます。

また平素より子どもたちの生徒指導に関する問題につきまして、それぞれのお立場からご指導ご助言いただいております。改めてお礼申し上げます。

学校では、コロナの方は若干落ち着いてきている状況ではありますが、やはり感染症対策への取り組み、それから日常の学習や行事などについて、様々な制約がある中で、教育活動を進められている状況でございます。

そういう中で子供たちの成長にどういう影響が出ているのか、そういったところ我々非常に関心を持ち、対策について検討していかないといけないという意識を持っておるところでございます。

皆様方もそれぞれの立場で子どもたちの今の状況などを把握していただき、それぞれのお立場で対応していただいているということではなかろうかと存じます。

本日は、県の現在の生徒指導に関する状況につきまして、こちらの事務局の方から情報を提供差し上げまして、さらにその内容等について、それぞれの立場から専門的な見地からご助言、ご意見をいただくために開催しております。

内容につきましては、生徒指導上の諸問題、全国データなども併せて今回集計が出ておりますのでその状況、また小中学校の不登校の状況、さらにSNSの相談の状況について、データなど準備をしております。

このような内容を中心に、委員の皆様からそれぞれご専門のお立場からのご意見をいただきたいと考えております。

限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いたします。

【会議成立】

委員10名中9名出席により会議成立(島根県生徒指導審議会規則第5条第2項)

●会長

みなさんおはようございます。少しずつ対面の会議ができるようになっております。大学の授業は教室の半分までで、そういう条件が満たされない授業に関してはオンラインでやざるを得ない状況が続いています。なかなかマスクなしの日常には戻らないんじゃないかと思うとすごい時代になったなと感じます。今日は令和2年度、コロナ初年度の子どもの状況についてみなさんと見ていきます。

最初に情報公開については情報公開条例の第34条に基づいて、基本的には公開。前段の部分に関してはデータに基づく議論ですので公開ですが、後段については個人情報に関わるものがあるようでしたらご発言の際におっしゃっていただければそこからは非公開ということにしたいと思います。

そうしましたら、資料1からいこうと思ったのですが、事前に資料4を見せていただいたら、みなさん本当に丁寧に資料を読んでおられて、ものすごい数の質問ですね。これは資料1の説明からやると終わりませんので、申し訳ないですが資料1は読んでいただいていることにしまして、資料4の質問から入ります。これは事務局に回答を入れてもらっていますけれども、簡単に済むものもありますし、丁寧に説明していただいた方がいいものもありますので、資料4に基づいてお願いします。

●事務局

資料4について、本当にたくさんのご意見、ご質問をいただきました。やはりみなさんの意見を事前に聞いておくことは大事なことだと思ひまして、このような形を取らせていただきました。こちらの方で一つ一つ回答させていただきたいと思ひます。

まず全体に関わりまして、この数値は一体どうやって把握しているのかというご質問でありました。この数値については学校から報告があった数ですので、学校が把握しているということです。義務の場合は市町村教育委員会を通じて教育事務所、子ども安全支援室の方へ、県立学校の場合は直接子ども安全支援室の方に報告があるという状況であります。

●会長

途中ですが、質問された方がよろしければOKですが、待つということがあればおっしゃっていただければ。

●事務局

②は標題についてのご質問です。島根県は単独調査で文部科学省の調査に準じた内容を調査していますので、県の単独調査の数字を基本的に使用しています。なぜかといいますと、文部科学省の調査では使う時に制約がかかったりしますので、使いやすくというところで、

県の単独調査の数字を挙げているので、タイトルも区別をするためにこのようにしているということでご理解いただきたいと思います。

③についてです。概要版の「今後の対応」ということで、点線といたしますか、線で囲ってあるところがございます。この対応については、10月の文部科学省の公表時期に合わせて作成し、ホームページに公開して、各学校にも配付しているものです。令和2年度については、9月の下旬あたりで子ども安全支援室の方でかなり時間をかけて検討しました。見直した結果、大きな変更点はないということですが、微妙なところが少し変わっています。そして、私からの方針として、とにかく今の事業をしっかりと一回見直してやっていくんだということを伝えていきます。そのため大きく変わっていないように見えているということでございます。

●会長

これを質問された方は大丈夫ですか。

●委員

去年の資料と比べたらほとんど同じような形でした。中身的にも文言が多少入れ替わったくらい。つまり教育委員会として指導の指針がここにあるかと思うのだけれども、10月頃というのは先月くらいですよ。令和3年度というような括りの中では10月というのはどんなものでしょうか。学校の方に伝わるタイミングとして、指導指針としての出方がいくらか遅いんじゃないかなと。これまでずっとそういうふうなやり方でやっておられたと思いますが、学校ではやっぱりこういったものを見ていろんな体制を作っていくと思いますので、もしも見直しができれば、もうちょっと早い時期に、せめて1学期中には、こうした指針が学校の方に伝わって、学校の方もこれに従って動くというのが普通なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●会長

さまざまお忙しい中であると思いますが、いわゆるPDCAサイクルで、昨年度と同じ形のコメントが出てくることは自己点検・評価の形骸化ではないかとの印象を持たれますので、膨大な事務量だとは思いますが、せつかく丁寧に検討されているのであれば、その記載についてもコピー&ペーストだと見られないよう工夫されるのがよいと思います。変えた方がよいと思います。

●事務局

よくわかりました。ただ、1学期に全くやってなかったかということ、そんなことはありません。生徒指導の担当者を集めての研修会とか連絡会等も4月からやっておりまして、そのあたりは考えてやっております。おっしゃったようにやり方はあると思いますので、ご意見

をいただいたところを踏まえて考えていきたいと思います。ありがとうございました。

●会長

よろしくをお願いします。

●委員

今後の対応について、昨年度あげられたものに対しての達成度とか実施状況に対する検討
っているのはされているのでしょうか。

●事務局

一つ一つのものはその都度検討しています。ただ時期がそれぞれいろいろですので、例え
ば今、SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用につい
てもいろいろ市町村や学校から情報が上がってきています。それを踏まえて、これから来年
に向けていろいろやっていくというような状況があります。一つ一つやっているということ
はご理解いただきたいなと思います。

●委員

達成度の協議や調査をこの報告にあわせてやられていくというようなことはないですか。
達成目標を立ててやっていくというような予定はないですか。

●事務局

そうですね。

●会長

教育で一番問われるのは、今言われたような達成目標というのを決めずに取り組むという
ことがあります。それが学力なら〇位以内というようなことがあるんですけども、生徒指
導上の諸課題というと、どういう達成目標にするかというのが非常に難しい点もありますね。
「不登校0」とかいきなり言ってみても説得力はありませんから。だからどういう意味での
達成目標をあげるかがまず大事です。おっしゃったように何らかの達成目標を決めて、具
体的にそれに到達する。達成目標をあげるのは到達できなくてもいいんで、具体的にどこまで
近づいたかが多少手掴みできるのではないかと、必ずしも数値ではなくてもそういうものが要
るんじゃないかというご指摘だと思います。

●事務局

わかりました。

●会長

そこを少し議論にかけていただいて、やっぱり設定する努力が今後いるんじゃないかとい
う感じがしますので、またご検討いただければと。

続いて先に行かせてもらいます。まず今、全般的なことについてやっていただきました。

続いて暴力行為についての①～⑦ですが、読めばわかるところは飛ばしていただいております。

●事務局

わかりました。それでは暴力行為について説明します。

①については定義を資料に載せていますのでご覧ください。

②についてです。件数について、同じ子どもが繰り返しやっているのか、また支援が必要な子どもたちなのかというような状況ですが、おっしゃる通りでして、中には特定の子どもが繰り返す場合があります。そして配慮が必要な児童生徒が行う場合もあります。

③についてですが、発生件数が全国の平均値よりも高いと、この辺はどうなのか、どういう対応なのかというところがございます。ここにも書いてありますように、現場の先生方が積極的に暴力行為として捉えて対応しているという状況であります。ですので、学校が荒れているというような状況ではないというふうに認識しています。ただですね、やはり件数としては高いです。3～4年ぐらい前に（程度の軽いものを計上したことで）非常に高いような状況もありましたが、これからもですね、しっかり丁寧に対応していくということが大事であると思っています。

④についてですが、鳥根県と同規模の県の状況、比較するどうなのかというところで、同じような県といたしますと、鳥取、高知、徳島、山口、福井等があるかなと思っています。他県と比べた時にはここにあるような、鳥取、高知は本県より高く、それ以外は低いというような状況にあります。

めくっていただきまして⑤のところです。他県から学ぶべきところがあるのではないかとご意見でございます。本当にそのとおりでございまして、これは暴力行為に限らずで、特にいじめ、また不登校ですね、他県からのものを学ぶ必要があると思っています。なかなかこういうコロナの状況もありますので、これまでなかなか電話等でしかできないところもありましたが、今後必要に応じて、収集していきたいというふうに思っています。特に不登校に関しては鳥取県の方もかなり進んでいますので、鳥取県の方と情報共有したいなど今思っているような状況であります。

⑥と⑦のところで、⑦は教育相談体制について聞かれています。特に「教育相談コーディネーター」という言葉があります。「中心とした」という部分は去年と書き方を変えている部分です。よく見ていただいたなあというふうに思っておりますが、教育相談コーディネーターといたしますのは、県立学校にはすべて配置といたしますか、学校の方で決めていただいております。学校の方でこの方というふうに指定してもらっています。また小・中学校については、必ずというわけではありませんが、それに準じたような方、学校によってはこういう名

前で指名しているものもあれば違う名称だったり、主幹教諭の方がその役割を果たしたりというような様々なケースがあります。この教育相談コーディネーターの方といますのは、例えば、暴力行為やいじめの最初のところの情報収集、整理をまず行ったり、それを情報共有したり。それによってケース会議等を企画、調整、メンバーの調整をしたりとか、役割分担をして取り組みを進めるとか、それをまた検証していくというような一連の作業に、PDCAをまわしていくような、その中心になる役割を担っていただきたいというふうに考えているところです。そういう中で、子ども安全支援室では市町村訪問、学校訪問等を行っておりまして、今のような話をしつつ、校内の体制づくりをお願いしているところです。その中で⑥の指摘にありますように、SSWさんが学校のケース会議に参加する、そういうケースが増えたという話も聞いております。また、SCさんが参加してほしいといった要請を受けて、SCさんも参加しているというケースもあります。徐々にSC、SSWさんとの連携が広がっているという印象を持っているところです。今後もこのような事例を市町村訪問や学校訪問等で広げていきたいというふうに思っています。

●会長

①から⑦は暴力行為でした。⑦は暴力行為に限らずですが。これについてはご質問された方から、もう少し聞いてみたいところが何かありますか。

●委員

⑥を出させていただきましたけれども、今回、そこら辺、教育コーディネーターを中心としたってところが文頭に来たっていうところで、何か思いがあるのだろうなと思ってお聞きしました。小・中学校の場合は義務ではないという話でありますけれども、県としてやっぱり今のようなお考えを実際に市町村にお伝えになっておられますか。

●事務局

はい。伝えていきます。そして教育相談コーディネーター養成講座というような講座も開設していきまして、ここ何年かやっていますけれども、そういうことも一つ。やはりなかなか一人では、担任の先生一人では解決できない事案が非常に増えておりますので、組織でやっていくということが大事であると思っています。そういう中で、教育相談コーディネーターの重要性を感じているところです。

●委員

ちなみに今各学校ですけれども、教育相談コーディネーターの指名というのは100%ですか。

●事務局

県立は100%であります。小・中の場合は、名称はいろいろと変わりますので。ただ、

担当は必ずいるというふうには思っています。担う方は。

●委員

外部からの、そういうSC、SSWということで、やっぱり外部の方を迎える学校としての体制づくりとしては、きちんとそのコーディネーターという名前をやっぱり位置づけていく。教育相談コーディネーターを中心にとというようなことを、各学校まちまちではなくて定めていくということで、県の思いがよけいに伝わっていくと思います。

●事務局

そのあたりはですね、基本的には市町村の教育委員会がしっかりとサポートしているということがあります。不登校対策についてはですね。ただ、県としても市町村のご意見をしっかりと聞いてですね、やっぱり指名していくということが大事だということであれば、そこをもっと市町村と連携して進めていくということは考えていきたいと思います。

●委員

そうですね。今後、学校の中心になろうかと思しますのでぜひ進めていただきたい。

●事務局

はい。

●会長

今、連携の話が出てきたから、SCの方はどうですか。

●委員

私は県立学校を多く持っていて、SSWがいて教育相談の担当の先生がちゃんとおられるというのがはっきりしているので、比較的働きやすく過ごしています。ただ、今年度より市町村立も担当していて、「教育相談コーディネーターは相談担当と一緒にいいんだっけ」とかを今になって思ったりだとか、ケース検討会に呼んでもらってないんですよね、今の段階でまだ。呼んでくださいとは言っているんですが、前年度のカウンセラーがやっておられなかったのが結局なくて。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの仕事が相談中心になっていないかということが問題点ではあると思います。学校全体を支える仕事という認識を教育相談の先生にしっかり持ってもらいたいなっていう印象はあるので「教育相談コーディネーターを充実させること」という意見にとっても同意します。

●会長

専門家丸投げみたいなことにならないようにと思います。

●委員

私は小学校の方のスクールカウンセラーや中学校の方のソーシャルワーカーをしていますが、ケース会に参加するのはなかなか難しいんです。時間的にどうしても放課後であった

りとか、限られた時間でないと先生たちが揃ってやられるというのが。特に小学校の場合はなかなか難しく。そうするとスクールカウンセラーとして勤務させていただく時間帯とそこが重なったり、それから私がスクールカウンセラーとして勤務している時間が後であったりというふうなことで、カウンセラーの決められた時間と学校の実態というのがなかなか難しいなということは思っています。スクールソーシャルワーカーとして行っても、勤務する私の方の都合で組んでいきますので、なかなか参加できないことが多いんですけども、今年はスクールカウンセラーさんと連携して参加できるときには参加してっていうような体制が取れるようにはなってきていますので、先ほどおっしゃったように、学校がどう認識してくださっているか、担当する方がどう使ってやろうかと思ってくくださるのか、そこだと思っています。

●委員

ですね。私も前年度のスクールカウンセラーの勤務状況では活動できないと思ったので、スクールバスが出た後の時間に行く時間を作ったり、夕方の時間など当初の時間に比べてものすごく柔軟に動かししました。

●会長

そこはカウンセラーの工夫によって行われるのか、学校がその人たちをどううまく使ってやろうとするのか、柔軟な体制というのを。その辺もう少し工夫がいるところですね。

●委員

新人とか、若いスクールカウンセラーは言いにくいです。言われたとおりにするので相談コーディネーターの方がどれだけ経験を持っておられるかはすごく重要です。

●会長

結局、県の方としては人員を配置したり、コーディネーターを置いたり、さまざまな工夫をされているんで、逆に言えば望ましい相談の組織体制があるはずで、それが実現できているのが何%か、それによって実現できているケースが何件あるのかというところを目標にして、やっぱり配置するだけでなく、それによって何をしようとしているのかというところを、数値目標でなくてもいいから、そこに向かって各学校にメッセージを投げるということをしなないと配置だけではうまくいかないと思います。

次に「いじめ」のところに入ります。

●事務局

はい。大事なことを聞かせていただきました。話が戻るようになりますが、私も昨年まで現場におりまして、実は1年目はSC、SSWをケース会議にお呼びすることができませんでしたが、2年目はSC、SSWに来ていただいてケース会議をいたしました。やはり管理

職の意識というのも大事でして、管理職がそういう意識を持って実現していくわけなので、一コーディネーターにすべて任せるのはそれもまた難しい話で、教育相談コーディネーターにも話しますけれど、やはり管理職への話というのも最も大事なのかなというふうに思いましたし、経験としてもそうですので、管理職への説明会もありますので、そういった場で改めて体制については、こちらから話をしていきたいと思えます。ありがとうございました。

では「いじめ」の方へいきます。①はいじめの原因についてです。まず、この数字ですけども、いじめの認知件数ということでございます。いじめを認知した、学校がですね、認知した件数が全国よりも低いという状況です。法の解釈といいますか、いじめとはこういうことですよという、今の解釈ですね、その周知は、現場で進んできたなというふうに思っています。それにあわせて、未然防止の取り組みが学校の中で図られているなという印象を持っています。ですので、全国より低く抑えられているのは、一つには未然防止の取り組みが進んでいる、学校現場が頑張っているということがあると思えます。一方で、認知件数が低いのがいいのかどうかという議論も中にはあります。いじめというものをしっかり認知するということがまずスタートにありますので、認知漏れ、認知できなくていじめがそのまま進行していくのが一番いけませんので、そういう面ではいじめの認知漏れがない、そういうことをめざしているということでございます。

②についてですね、いじめの苦痛をなかなか表現できない子どももいるのではないかといいことでもあります。全くその通りでございます。ここが傷ついているというのはなかなか言えないものですので、そこをどうしていくかということが学校現場の課題でもあると思えます。そのあたり、教職員研修等で取り上げて話題にしていくことも可能ではないかと思えます。

③については、発見のきっかけでアンケートについて書いてあります。確かにですね、アンケート調査から発見というのは、島根県は低いです。アンケートの調査内容の見直しとか実施方法などを見直しを図る必要があるかなと思っていますが、逆に本県はですね、本人が訴えるとか保護者から訴えるという割合が高いです。ですので、訴えやすい環境づくりを学校現場の方でしているというようなことも言えるのではないかといいふうに考えています。

引き続きまして3ページ目です。④のところはいじめの事案の対応ですね。そして謝罪までもっていくはどうかと。それができにくい状況があるのではないかといいこと、いじめの指導の難しさについてということでご意見をいただいております。本当に、正直ですね、大変難しさを感じていました。中にはなかなか被害者側が、特に保護者に納得していただけないケースが非常にあって長引いたということもありました。子ども同士で謝って、いよって解決する場合もあります。そういう場合も多くありますが、長引く場合はですね、

なかなか納得が得られない。よく考えれば、深い傷があればあるほど納得はできないもので、やっぱり丁寧に対応していくということかなというふうに思っています。非常に難しさを感じています。また、いじめでも様々なケースがあります。高校生くらいになるとですね、あまり言ってくれるとか、加害者に指導してくれるとかですね、そういう案件もあつたりします。様々なケースがあるなど思っているところでございます。

⑤も併せて話しましたが、再発を防ぐためもありますし、いじめた子、いじめられた子、それぞれいろんな背景がありますので、やはりケースが大きくなればなるほどですね、長期的に学校を挙げて組織的に対応していくことしかないと思っているところです。

最後に⑥のいじめの重大事態の件数でございます。そこにあるとおりの数でございます。これはですね、R2年度より県別の公表が行われましたので、それ以前はどうなんだということはですね、県別の公表はされていませんので明確な数字は言えませんが、10件が下がったり上がったりというような県内の状況ではあります。以上です。

●会長

「いじめ」のところについてご説明いただきました。「いじめ」について質問された方、質問された方以外でもご質問があればお願いします。

いじめの対応状況の中で、スクールカウンセラーさんなどの相談員がいじめをした側と言いますか、いじめた児童生徒への相談対応がありますが、これは大事なことだと思うんですが、成果というか、「どういう効果がありましたか」、「その難しさは何でしたか」は事例集的にいいのではないかなと。今後先生方がいろんな学びをするのに、どのように働きかけて、どのような言葉を引き出して、どういうふうに自分の中で整理したか、自分で自分を見つめるリフレクションが育ったかなど、少し事例として出されると研修材料なんかにもいいんじゃないかと思えます。

●委員

いじめの後、被害側と加害側のどちらかはスクールカウンセラーにつながっていてほしいなど思うことが多いのですが、被害者側に関わるのが最初のうちは易しいだろうと思うんですけど、本気で解消に取り組むのであれば加害側だと思うんです。ただ、加害側に対応するスクールカウンセラーはそんなにいないようにも思うのですが、良い事例が収集されると、この取り組みも増えていくのかなと、先生が言われるような事例集のようなものがあつたら嬉しいなというふうな印象は持っています。私は割と一校あたり長いところで行かせていただいているので、加害側にも関わることはあるのですが、私の印象としては、被害側よりも加害側の方が認知変容は大きいような気がしています。

●会長

長くやってこられたのでリアリティがありますね。

被害側のカウンセリングは普通にやるんですよ。ただ加害側のカウンセリングは難しいけれど、それがないと教育にはならない。先生方は「しちゃいけない」「相手の気持ちになって考えろ」とか、いわゆる正しいことをおっしゃるのが仕事だからそういうふうになるかもしれないが、ただカウンセラーはそういうわけにはいかないで、そういうこととは違う部分をちゃんと作っていかないと、それこそ防止につながっていかないと思う。

●委員

そうですね。近年、トラウマインフォームドケアが普及してきて、加害者の側にもかなり過去のトラウマが影響されているというのが明確に言われてきたので、それはカウンセラー活用の部分なのかなと思っています。

●会長

なぜそうなっちゃったか、そういう気持ちになった自分が見えるように、また向き合えるようになると少し成長になる。

●委員

いじめの認知について、事実をどう認定していくかという手法といたことに関して、何か対応策の研修とか、こういうふうにするとかというのはあるんでしょうか。最初にいじめを認知した時の被害者側の言い分と加害者側の言い分が違っていた場合に、どういう事実を認定するかによって、事の重大性とかですね、こういう部分も変わってくるのかなと思っています。特に私の職業柄からも、事実認定というところがかなり最終的にはシビアになってくる場所でもあるので、初動においてどのような事実認定をするかということに関してですね、現場の先生方とかやそれに対応される方々についてもですね、どういうふうにも認定していけばいいのかっていうところについては知っておかれた方がいいのかなと思うので意見として言わせていただきます。

●会長

そういうスキルの研修ってありますよね。

●事務局

そうですね、はい。今おっしゃったのは客観的な事実のですね、いかにいろんな憶測を排して、集めてやっていくかということだと思います。そのようなものは「いじめ防止の基本方針」の対応の中にもありますし、生徒指導の担当者の研修でもやります。また、人権という視点で、いじめも含めて問題事象にあたっていく時の対応について、人権同和教育の主任さんなどの担当者に、こういう視点で問題が起こった時は対応しましょうというようなチャ

ート図、フロー図のようなものを提示していますので、生徒指導の担当者だったり人権の担当者だったりのところで、情報をしっかり集めるということを伝えています。

●会長

いろんなタイプがあって、それに従ってなんだけど、認定までに時間がかかって、もたもたしていると初動の遅れにつながって、それが事態を悪くするっていうケースがよくあるので、その辺りをですね、実践的に少し加えて取り組まないといけないですね。

他にご意見があれば。

●委員

私はかつて警察に勤めておりました、警察というところは、やはりしっかりとした事実認定があって、事件として、例えば送致する場合にはその事実によるわけですが、当然、子どもたちの言い分とといいますか、加害者側、被害者側がやっぱり違っているというのが、たぶん大なり小なり当たり前だと思っています。そこでやはり客観的に見て、加害側生徒の行為を押さえていくっていうところ。ただ、加害側の生徒にもいろんな背景があるので、その部分はしっかりと聞いていかないといけないというところ。その部分も含めて、指導といいますか、話を聞いていく。また、反対に、被害者となった生徒、子どもたち、被害者の側にもいろんな思いがあります。さっきもおっしゃいましたように、謝ってもらって済む問題じゃないというように思っている、特に保護者の方もいらっしゃいますし、やはりだんだんと時間が経つにつれて、やっぱり思いが変わってきますので、その辺も含めてきちんと受け止めて、当然いじめた側が悪いんだけど、ただ、どちらが悪いとかだけではなくて、やっぱり子どもたちの全体を捉えてサポートしていくことが大事かなと思っています。

●会長

嫌な思いをした、嫌いになったとか、つらかったとか、それは大事なんだけれども、感情の問題として捉えるところにとどまるのではなく、根本のところは人権の問題として考えていく。子どもたちがそれができるようになっていくことがすごく大事なことです。自分は何を侵害されたのかを。そういう人権意識が高くなっていくことがすごく大事だし、それこそ学校教育が終わって大学とか職場に出ていった時に、自分の受けたいわゆるハラスメントというんですか、感情的な傷つきだけじゃなくて、どういうふう到人権が侵害されたかという点から考えられるようになることが大事になる。そういう問題として教育していくことも大事なんだと思います。来年度の4月1日からは18歳成人ですからね。

●委員

最近のいろいろな事案を見ていると、保護者同士がまだ大人になりきれてなくて、子どもをそっちのけに、最初は子どもだったんですけど、いつの間にか保護者同士の対立になった

りして、学校がすごくそちらに疲弊して、子どもが置き去りになるケースが多くなってきているように思います。管理職を中心に保護者には対応していくんですけども、子ども同士はそうでもないっていうような。とにかく、途中で必ず子どもの視点に立ち返るっていうことがすごく大事なというふうに思うわけです。学校側には失われがちな視点だと思うんですけど、それこそカウンセラーの先生方やソーシャルワーカーの先生方の力を借りて本道に戻すというんですか、そういうことがとても大切だと思っています。感想です。

●会長

保護者の側の人権教育も大切ですね。

少し進めさせてもらいます。不登校については次の議題もありますけれども、一般的な質問についてですね。とりあえずここにあるものを。

●事務局

①は不登校の要因についての質問であります。まずこの調査はですね、教職員が要因を割り振って分類していますので、学校が分類したということでもあります。ただそのときには、できるだけ本人さん、保護者さんの意見を踏まえ、またスクールカウンセラーさんのアセスメント等も含めた上で記入していくというふうに考えています。あと詳細なものですね、「親子の関わり方」とか「無気力・不安」というような部分については、そこにあるように、どういうふうなものなのかという具体例を書いておりますので、見ていただきたいと思います。

特に③の「無気力・不安」は最近非常に計上がされている、増えている状況にあります。実際に学校現場にいて感じますし、最近教育支援センターを訪問させていただいて様子を聞きましたら同じように「無気力・不安」という話を聞きます。本人も分からないというようなこともよく聞きます。いろいろ複雑に絡み合っているんだなあということを実感しています。どのように対応しているのかというところは、やはり繰り返し繰り返し面談をしたり、やはり専門家の方のSCやSSWなどの力を借りるとかですね、また場合によっては医療や福祉につないでいくとかというようなところで対応しているというのが現状でございます。

●会長

統計のところでも少し気になったのは小・中学校の方のいわゆる要因とされるものの中で「学力不振」というのが案外あるなということ。むしろ高校より小・中学校が目立ちますね。生まれてまだ10何年しか経っていないのに、学力不振とかで悩まなくてもいいのに。それはなぜなのかと。どんなものでしょう。

●委員

「無気力・不安」のほとんどが、やはり学力と家庭状況だと私はみています。その対応は

スクールカウンセラーだけでは難しいと思います。

●会長

授業がおもしろくて学校に来るようになってほしいですね。それが学校の役割だと思う。

●事務局

本当にそうです。それは未然防止に繋がりますし、わかる授業をしていくということは、教員の使命だと思って努力はしておりますけれども、現状は分かりにくいというお子さんもいらっしゃいます。

●会長

全国的にはR2年度については家庭にいたことが長かったのでその状況が関係しているところから増えているという話もありますが、本県の場合は家庭にいたことが長かったわけではないのでそういう解釈ではなかったということですね。

●事務局

おっしゃる通りですね、本県の場合は休校期間が非常に短かった。幸いですね。その点で言えば、最初の1ヶ月のみであったので、その部分は夏休みを使って補充しましたし、また割と色々な行事がなくなって、それは残念な面もあるし、そこで育成すべき資質能力が育成できなかった面はありますけれども、子どもたちと教員が向き合う時間っていうのは、むしろ多くあったりとかですね。一長一短だったのかなという気はしているところであります。

●委員

「いじめを除く友人関係をめぐる問題」というのは具体的にはどんなことですか。

●会長

対人関係ストレスが一番大きな要因だとは言われています。いじめ以外のということです。おそらくいじめの定義に合致するような認知は行われていないけど、友だちとの間でのもめ事とか、嫌なことを言われたとか、言い合ったりしている中でのストレス。あるいは仲間はずれもあり得ますね。

●委員

いじめの認知に関して、例えば、どちらも加害者とかどちらも被害者の面がいじめにはある。だからけんかをいじめとして捉える計上の仕方とかもありましたよね。いじめの方では上がってないけどこちらに上がってきているというパターンは十分あり得るだろうなど。その違いがここに表れていて、学校によってどのようにいじめを認知されるかによって数が変わってくるという気がしますので、いじめによる不登校が必ずしも少ないわけじゃないのという感じがします。

●委員

いじめの分類の問題として、学校から上がってくるんですね、その詳細のものが出てきたものをこういう理由っていうのを、上がってきたものを分類される。

●事務局

一応、分類するときに説明があります。いじめというのはこういうもの、除くものは仲違い等とか、国が示した分類上のものです。

●委員

この数値自体が学校から上がってきた数字をまとめたものとおっしゃったんですけど、学校から上がってくるときに、そういうカテゴリで分けられたんじゃないかと、様々な理由があるのを集計する時に分けられたのか、それとも学校で集計する時にこのカテゴリで集計されてるのかというところなんですけど。

●事務局

後者の方ですね。もう示しているので学校へは。学校の方で。

●委員

学校がこれは「いじめ」です、これは「いじめを除く友人関係をめぐると問題」と評価した上で上げた数字がここにあるんですね。

●事務局

そうです。

●委員

そうすると学校側の評価の仕方によって、ここの数字が変わりうるということですね。

●事務局

そうです。はい。

●委員

不登校のものなので、ここでいじめに当たってしまうと、もう重大事態という話になって、かなり大変な、学校としては動かないといけないという数字になるということですよ。

●事務局

そうです。

●委員

その集計の取り方自体が、かなりいじめの認知数を下げる方向に働くおそれがあるんじゃないかなと。なので、いじめを除く友人関係を巡るトラブルに関してはですね、その具体的には何なのかっていうところまで見られた方が、認知漏れゼロを目指すのであれば、必要になってくるんじゃないかなと。

●事務局

なるほど。ありがとうございます。

●会長

学校の方で判断された数字が上がると、いじめという形で不登校になると調整が働くのではないかというご意見でした。もっともで、あり得ることですね。

続きましては教育相談です。

●事務局

①は教育相談の内容はどのようなものが多いかということで、「不登校」に関することが多いです。続いて「発達障がい」に関すること、そして「心身の健康・保健」の順になっています。

②ですが、訪問相談ということが行われているかということで、資料を見ていただきますと、いくつか分類がありまして、その中に訪問相談というものがあります。これについては、教育センターから相談員が学校や施設に出かけまして、ケース会議に参加したり、心理検査を実施したりということを行っています。基本的には学校や施設からの要請があつてですね、そして出かけていくということでもあります。県の東部の方は例えば松江市ですと特別支援の専門の機関がありますので、そこが検査をしたりするんですけど、西部の方になりますと、そういう専門の機関がありませんので、教育センターの方から出かけて検査をするというような例が増えております。

③の学校外の施設については、そこにあるような施設であります。以上です。

●会長

ありがとうございました。

相談ということで言えば、少し戻るんですけど、いじめられた側の児童生徒の相談状況というのが詳細版の4ページですが、アンケートでR元年度に対してR2年度は全体に減っているのに「誰にも相談していない」という件数だけが増えている。相談の体制の整備はすでにやっけてきているんですけどなかなか。いじめの場合は、ということかもしれませんが、傾向があるんだと、そういうところを見ると。

●事務局

おっしゃる通り、誰にも相談していないというところは非常に重く受け止めていまして、ここあたりの子どもたちをどうやって、救うというのは変ですけども、そういう場をいかに持つかと、選択肢を増やすかということがあります。その面でSNS相談が一つかなと思ひまして今年度4月から年間通してやっております。また後でその辺りは。

●会長

それは（３）にあります。

最後に自死のところではありますが、全国調査では統計が出ており、県の方はどうかというところでもあります。

●事務局

これについては、文部科学省の方で都道府県の人数は公表しないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。ただ、令和２年度について言えば０ではないということでもあります。残念ながら。ということはお伝えしておきます。

●会長

いろんな事情があるとは思いますが、全国的に令和２年度は多かった年ということですね。全体的に高齢者等は下がってきているのに若い方ですね、２０代の方やそれから子どもで増えた年と言われています。また女性の自死も増えた年だというふうに言われています。こういったところについては、学校教育に関わる課題があるのか、亡くなってしまったということだけでなく、未遂を含めて、少し件数があるんじゃないかと。

●委員

私を感じているところとしては、保護者の方で亡くなられたり、自死を企図されたということを経験することが今年は多かったです。ご家族が崩れるのは、女性が亡くなられるのが家庭が崩れるポイントになるので、やはり考えておきたいと思います。

●会長

ありがとうございました。資料１についてはここまでで、次にいかせてもらいますが、不登校について県で分析されていますので説明していただいて、これにつきましても資料６の方でご質問等を出していただいておりますのでそれに対応してということですが、まずは資料２について先に説明をいただきます。

●事務局

それでは島根県の小中学校、義務教育学校の不登校児童生徒の状況について説明します。資料２をご覧ください。なお、義務教育学校前期課程が小学校、後期課程は中学校に含まれるものとします。

まずは資料２の１枚目をご覧ください。１番目のグラフが島根県内小・中学校の直近４年間の理由別長期欠席者数の推移を表しています。年間３０日以上欠席したものを長期欠席者とし、そのうち病気、経済的理由、不登校、その他に分類し、各学校によって計上しています。グラフの右側に示しております長期欠席者合計は、昨年度までは年々増加していましたが、令和２年度につきましては、小学校は横ばい、中学校は微増となっております。グラ

フ中央にあります、「3. 不登校」の推移を見ますと、小学校、中学校とも昨年度より微増という結果となっております。また一番下のグラフで学年別の不登校児童生徒数を見ますと、令和元年度より減少している学年もありますが、令和2年度だけを見ますと、小学校においては学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は多くなっております。ただし、令和2年度におきましては、県内のほとんどの小中学校で4月当初から1ヶ月程度の休校がありました。また、学校生活におきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、生活が制限された中での調査であったため、その点は考慮の必要があるかと思えます。

続いて裏面をご覧ください。中ほどにあります二つのグラフは、全校児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合を表したものです。小学校における不登校児童数の割合は島根県、全国ともに増加傾向にあります。この6年、島根県は全国の割合よりも高い水準で推移しており、平成29年度以降は全国との差が広がり、島根県の増加率の高さがうかがえます。中学校につきましても全国と同様に増加傾向にあります。平成30年度以降は全国の値を上回り、増加率は高まっているということが伺えます。

続きまして、不登校児童生徒の継続数と新規数の状況について説明します。昨年度もこの場で説明させていただいたと思えますけれども、継続数というのは前年度も不登校であった児童生徒数のことを、新規数というのは、前年度は不登校ではなかったが新たに不登校になった児童生徒のことをいいます。不登校を継続数と新規数に分けて把握するという考え方で見ますと、先ほど示しました不登校児童生徒数が増加している状況を異なった見方で見ることができます。資料2枚目ですけれども、左上のグラフをご覧ください。これは島根県の令和元年度に小学校6年生の児童の平成29年度から令和元年度までの不登校児童の継続数と新規数の推移を経年で表したグラフです。この学年では、平成29年度、つまり4年生の時に不登校であった児童57名のうち、翌30年度、5年生の時ですけれども、そこで継続して不登校となっている継続数は40名であり、17名減少しています。これは17名が不登校の状態が解消されたということを表しています。同様に平成30年度から令和元年度にかけても30名の不登校が解消しています。このことは、小学校、中学校の各学年においても同様なことが言えます。つまり、継続数に着目した場合、全学年において前年度不登校であった児童生徒のうち一定数は不登校が解消し、登校するようになっているということが分かります。このように小中学校ともに継続数が減少しているのは、各学校で不登校児童生徒への個に応じた適切な対応、支援に丁寧に取り組んでいただいている成果であると考えています。ただし、どの学年においても減少した継続数を上回る数の新規数、グラフでいいますと黄色い部分が積み上がることで、結果的に不登校児童生徒数の総数が増加しております。これが継続数、新規数に着目した場合の島根県の不登校児童生徒数の推移の状況です。

では、そのうちの新規数に注目してみます。中ほどにあるグラフですけれども、平成30年度から令和2年度の3ヵ年の学年別の新規数を示しています。島根県の小学校では、学年が上がるにつれて新規数が増加しています。昨年度、令和元年度まではこのピークは5年生で6年生になると、新規数が少し落ち着いていましたが、令和2年度につきましては6年生の新規数が増加しました。昨年度、6年生は学校生活において自己有用感を味わえるような機会が増えることや、卒業、中学校進学に向けての見通しを持てるなど、6年生ならではの学校生活における様子やそのような取り組みの成果が新規の不登校を生み出しにくい状況に影響しているのではないかというふうなお話をさせていただいたと思います。ただ、令和2年度におきましては、児童にとってコロナウイルス感染防止のため、様々な制約がある中で学校生活だったと思います。その中で、行事など、最高学年である6年生の活躍の場がなくなったり縮小されたりしたことで、先ほど触れました、自己有用感を味わえる場が減少したことの影響もあるのではないかと考えております。

中学校では、新規数のピークは一年生です。その後、学年が上がるにつれて減少しています。中学校一年生は新しい環境や集団への適応、学習内容や学習形態の変化への適応などの難しさが一つの要因として考えられます。

ここまで、島根県の不登校の状況について説明をさせていただきました。以上です。

●会長

そういった状況に対して、みなさんからのご意見をまとめていただいたものが資料6で、まず未然防止について2つ質問をいただいております。

●事務局

はい。その前に資料5を見ていただけますでしょうか。不登校の対策の概略を見ていただいて、それから話に入っていきたいと思います。

小・中学校に限ってですけれども、不登校の支援体制についての概略でございます。まずは左側、学校の方では①未然防止の方に努めております。教育相談体制の整備ですとか、分かる授業、楽しい授業、そして絆を深める学校行事などですね。未然防止に努めていくということがあります。

そして2番目ですけれども、早期発見。不登校の兆候に気づくという段階がありまして、その中で気づいた場合は③早期の対応に入ります。情報共有して相談したり、家庭訪問に行きます。またはスクールカウンセラーさんにつなぐというようなことをしながら早期に対応し、長期化させないようにしています。

そういう中で④ですね。長期化していった場合は自立支援というところで相談室、学校ではそういうところで対応したり、別室を設けて指導したり、教室復帰へのつなぎをしていき

ます。点線のところにケース会議を載せておりますが、そういう中で学校の方は大小さまざまなケース会議を開催しまして対応を協議し、進めているというような状況であります。

このような学校を支援していくのが、小・中学校の場合は、その隣にあります市町村教育委員会でございます。市町村教育委員会の方は学校訪問等をしてまして助言指導をしております。市町村によっては、生徒指導に特化したような「子ども安全支援室」のような室がある市町村もあります。そういう中で、例えば支援員等の人的な支援をしているところがあります。松江市などはサポートワーカー、出雲市などは不登校相談員などです。この方々は別室登校の学習支援などをしてしております。また、子どもを迎えたりとかですね、家庭訪問などにも行くということもしていらっしゃいます。SSWを派遣したり、ケース会議に参加したり、福祉につないだり、また教育支援センターを運営している市町村もあります。教育支援センターに不登校の子どもが通っています。

このような市町村教育委員会と連携していく、支援していくのが県教育委員会というふうになります。教職員の研修を行ったりですね、相談事業を行ったり、SC、SSWの活用事業で配置をしたり、市町村の方に委託事業としてお金の方の支援をしたりですとか、教育支援センターの運営補助をしたりというようなことをしています。併せまして県の福祉部局との連携ですとか、市町村の福祉部局との連携等も入れております。

このような中で、今日はみなさんに未然防止、そして早期発見・早期対応、自立支援等にご意見をいただきたいということでもあります。

●会長

資料6に戻っていただきまして、未然防止で2つほどご意見をいただいておりますので、説明をいただければ。数が多いので間引いていただければ。

●事務局

はい。わかりました。

事前にいただいた意見では、学級満足度のアンケートについてどう活用しているのかというようなことがありました。これについては、多くの市町村がアンケートQUというものを実施しています。益田市は違うものをしています。年2回行いまして、1回目はだいたい5月から6月、2回目は10月から11月というところで、その変化を見ていくというようなものでございます。私がいた学校もそうですけども、子どもの結果が出ますので、必ず複数の教員が集まってそのシートを見ながら、この子はどうしてこういう状況なのかなとか、こういう支援をしていくのがいいのではないかとかですね、そういうことを話し合う場を持っています。そして、担任はそういう意見を踏まえながら学級指導に生かして行って、2回目のアンケートをしてですね、結果を見るというようなサイクルで行っています。実際にその

結果を見ますと、1回目よりも2回目の方がよい結果になっているというところで、効果が表れているというふうに思っています。学級の満足度とかですね、学級の居心地と言いますか、その辺りの指標を測ることができるものです。

続きまして②のところですが…。

●会長

②はいわゆる中1ギャップというもので、学園を熱心に取り組んでいる松江市と他の市町村で違いがあるかということですが、データはありますか。

●事務局

データの的にはなかなかないんです。例えば、さっきの新規・継続数に注目する市町村ごとのデータはあります。ただ、ここで公表するとですね、小さな市町村は変動が大きいですし、影響があるかなと思って差し控えるんですけど、例えば松江市と同じような規模の市があります。松江市の場合はどちらかというと新規数の方が多いです。継続数よりも新規数が多いです。ところがですね、同じような市は継続数の方が多い。割合はですね。つまりその市は継続している子が多いという状況があるので、支援を考える時に継続数が高い学校や市町村は、対応をバランスよくやっていくことは大事なんですけれども、力を入れるとそういう継続数を減らしていくようなことが必要だと思っています。また、新規が多いところはやはり未然防止とか、そこ辺りしっかり力を入れていくことが必要だと思います。

もう少し言うと、小学校の場合は、新規数が継続数を上回っている、50%以上だという市町村は19市町村のうち14あります。小学校の場合は、どちらかと言うと新しくなっていく子が多い、新規になっていく子が多いと。中学校になると逆転しまして、19分の13が継続数の方が多いということがあるので、中学校は、小学校から積み上がって継続している子が多いのではないかなというような分析もできます。ですので、小学校が早い段階から、いかに不登校を生まないようなことを取り組んでいくことが必要なんだなと思っています。ちょっと話が違ったことを言ったかもしれませんが、そのようなことでございます。

●会長

たぶん人口が減少していく中で、今後小・中を義務教育学校として設置し直していくような動きが、中山間地域などでありますけど、それは別の事情なんだけど、よく言われるのが、中1ギャップに対しては一定の効果が、小中連携などで、そういう見方もあるのではないかなというご質問なんだと思います。急にそうはならないんだろうけど、そこに対して何か知見がありますか。

●委員

学園の学校に今年から入っているんですけど、あまり連携していないと思ったので。中身

は真っ二つで、災害があったんですけど、こちらはこう決めているし、こちらはこう決めているしってことで、学校の雰囲気もまるっきり違っている。同じメンバーが集まって同じだけ上がるのに、違うもんだなあと思うことがあります。

●会長

時間がかかりますよね。形だけでできて。

●委員

ちょっとずれるかもしれませんが、アンケートQUをされているのは実は今年になって初めて知って、QUやっているんだと思ったのですが、鳥取県ではハイパーQUをずっと昔からやっていて、ハイパーQUの判定会をスクールカウンセラーを交えて年2回やるように決まっていますので、付け焼き刃で一生懸命勉強してハイパーQUのコメンテーターをいつもやっています。スクールカウンセラーがQUの判定会に参加している噂はあまり聞かなかったもので、島根県がやっておられるのは今頃になって知ったということはあるんですけども、もう少しこの辺り使われてもいいのではないかと思います。

●会長

スクールカウンセラーのことは分からないけど、QUはずっと長くやっていますね。

●委員

スクールカウンセラーは、鳥取県は、やれと言われてですけど。

●委員

夏休み中なもので、あまり参加していただくことが少ないのかなと思います。

●委員

夏休み中の職員研修を兼ねたQU判定会をやります。鳥取県ではやらされております。

●委員

私が行っているところは夏休み中の職員研修と一緒にやってほしいと言われて、コメンテーターまでしてないですけど、一緒に入っているいろいろとやらせていただいています。

●会長

先ほど出た人間関係中心のストレスで一定の効果があるので、活用していただけるとよいと思います。

それでは先に進みます。初期対応について質問が多いので、出していただいた方からご説明いただいてご回答いただくのがいいのかなと。

●委員

④を書きました。私は教育現場に研修に回っている時に、貧困の問題は承知しているんだけど自分の目の前にいる子がまさかそれと気がつかないというケースがとて多くて、ひよ

つとすると、ここは、経済的理由はゼロなんですけど、いろんなところにその問題が隠れているのではないかという視点を、もっと教職員、特に担任に持ってほしいなというふうに思っています。私もこの仕事をしているので、人権の主任者等研修には出かけさせてもらっているんですけど、そこで聞いてかえった話が、学校の中で全体に共有されているのかなど。悉皆のような形で生徒指導主任の研修もあり、いろんな主任の研修、担当者の研修もあると思うんですけども、学校現場が忙しすぎてせつかく聞いてかえった良いことが全体に共有されにくいというのが今非常に問題だになっていうふうに思っています。なので、そういう視点、一般的な知識ではなくて、自分の目の前の子がそうではないかと疑う気持ちを持って見てもらいたいという思いがとてもあります。

●会長

大事なことですね。観察のポイントとか気づきのポイントとかがあるので、その辺を研修していただきたいですね。

●委員

ヤングケアラーの支援団体を立ち上げた身なので、今、取り組みの最中ではありますが、教育委員会が中心となってされている県もある中で、島根県は出足が遅れていたと言われていたところもありますので、いい活用がしていただけたら。専門家が5人集まって支援団体を立ち上げたので、活用していただければいいなというふうに思っています。

●事務局

ありがとうございます。今のような見方は本当に大事なことだと思います。実はこれまでも人権教育の視点で、例えば教員研修では初任者研修から経験者研修などいろんな場面で、そういう視点で、背景をしっかりと見ていこうと研修を積み上げています。ですが十分かと言えば、いろんな問題も出てますし、ヤングケアラーという新しい視点も入ってきていますので、さらに我々ができることは、まずそういう教職員の目を、多様な目という面で言えば、もっと研修等をしっかりやっていくというのがあると思います。子ども安全支援室の研修や人権同和教育課の研修を併せながら、教育センターとも協力しながらやっていきたいと思えます。

●会長

研修で忙しくなるのもねえ。

●事務局

増やすより、内容をです。

●会長

学ばなければいけないことをです。でも研修にばかり追われてしまうのも・・・なので

難しいですね。

他にどうでしょうか。ここに挙がっている様々なこと、どれも大事なことですね。

●委員

⑨です。読んで分かるように、臨床心理士・公認心理師協会のコメントのつもりで書いています。昨日、鳥取県の方のスクールカウンセラーの勉強会に参加したんですけども、大変若くてですね、スクールカウンセラーが。若くて私が一番上になるくらい若いんです。島根県のメンバーが集まるとすごい年齢なんですよ。役割も多様化・高度化している印象がありますので、資質向上に大変苦心しています。スクールカウンセラーの見立てっていうのはやっぱりすごく重要なポイントになってくると考えると大変なんですけど、鳥取県にしる山口県にしる、他の県にしる、スクールカウンセラーの資質向上っていうのに関して、例えば、鳥取県や山口県は県の協会、県の心理士会がスクールカウンセラーを推薦するという形でやっているの、研修を何本以上受けてないと推薦されないということで、私は島根県の役員になって、一生懸命やりすぎて鳥取県の研修に参加していないので、推薦は来年度は外されてしまうというぐらい厳しい研修制度を取っているところが多い中で、島根県には全然そういう縛りがないところもありますし、若い人がなかなか入ってこないところ、やはり続けたいと思わせる安定感がないんだと思うので、ぜひいろいろ考えていただけたらというふうには思っております。

●会長

これ、相談する側にも必要なことですね。

続きまして自立支援のところですね。①～⑦のところ。事務局としてここはという、取り上げて説明したいところがあればおっしゃってください。

●委員

①と⑥を出したのですが、まず教育支援センターがそれぞれできていますが、不登校の子どもたちがどれくらい利用しているのかというのを伺いたい。

●事務局

①に書かせていただいたんですが、平成30年度で226人、不登校の子の2割くらいですね。平成30年度に226人、令和元年度に221人、令和2年度で207人というところで、大体200人くらいです。%で言うと不登校の子のうちの大体20%、2割くらいが利用しているというような状況です。

●委員

不登校の子どもたちはいろいろな状況があると思いますが、家から一歩も出られないという子どもたちもいて、特に学校というか、集団での生活に、非常に過敏な面があったりしま

す。なかには不安症というような診断が出ていることもあります。そういう状況の子どもたちが、学校へは一歩足が踏み入れられないというような状況の中で、家庭に引き込まれるだけではなくて、どこか誰かと繋がるということ、とても大事かなと思っています。そういう意味で、地域にある教育支援センターというのは、一つの大きな役割を果たしていると思います。ただ、やはり教育支援センターも行くのにはちょっと遠かったりとか、あるいは、支援の人があまりいらっしゃらなくて、特に発達障がい的小朋友さんとか、個々対応が非常に大事になってくると対応が難しいというようなケースを聞いたりするので、そのあたりの拡充の計画はないのかなと思っています。

●事務局

教育支援センターは10市町村で12の支援センターがあります。それぞれ訪問してるんですけども、そこで話を聞きますと、今おっしゃったような話を聞きます。いろんな子どもが増えていて、そして特に障がいを持ったお子さんも多くて、どう対応したらいいのか、支援センターの職員も対応に苦慮しているという声も実際に聞きます。中には心理の専門家のような方がいる支援センターもありました。そうでないところはですね、どう連携していこうかっていうようなところもあります。一つずつ丁寧に聞き取っていますので、こちらも何ができるのか考えていきたいなというところが率直なところではあります。

市町村の方は、10市町村に入っていないところですね、不登校の子たちの支援をどうしようかというところで、いろいろ検討している市町村もあります。ですので、市町村もやっぱり不登校については非常に喫緊の課題だと捉えているところが多くて、支援センターのあり方も含めて、また支援センターがないところも何かできないかというところで検討しているような状況もあります。

●委員

私も⑤なので、ほぼ同じ内容をお聞きしているのかなというように思います。福祉領域で居場所事業とか子ども食堂とか居場所カフェとかを試みられる学校も増えてきているというふうにもお聞きしているんですが、なかなか学校の中に入り込めないとか、学校との連携が取れないという話も聞いているので、そのあたりのところがもっと柔軟にされていけるといいのかなあとと思っています。

●事務局

このあたりの視点をいただいて本当にそうだなというふうに思っています。そもそも子ども食堂等は、不登校の子に限らずですね、いろんな困っている子も含めて、どの子にもいいよというようなものが子ども食堂かなと思っています。そういう中で不登校の状態の子どもたちも居場所としてそこがあれば本当にいいなと思っています。どこかに繋がるということ

は本当にいいことだなと思っていますので。そういう選択肢が広がるということは大事になってきます。

●委員

鳥取市は学校校区に一つ子ども食堂を作っているという話も聞いています。鳥取市で不登校が減ったとかの話があったら検討されてもいいのかなと思います。

●委員

教育支援センターの方に勤務させていただいているんですけども、不登校の子どもさんが年度当初は少ないんですけど、徐々に増えていくという傾向がありますので、1学期の後半から2学期にかけて増えてって。申し込みも多くなったりするんですけども、一つは限られた職員だというふうなことで、最近の子どもたちはやっぱり最初に一対一で本当に丁寧に対応していかないといけないケースが増えています。同じ支援センターに来てるんだけど、ちょっと他の人とはまだ会えないということで個別にそれぞれの場所を取ってということが多くなっています。それこそ数年前くらいまではまだ集まった子どもたちが一つのことを一緒にやるということが結構可能でしたので、担当する人数もそんなに必要なかったということもありましたけど、今は一対一で付けるくらいの感じでいて、でも余りに関係が濃くないようにいろんな工夫をしながら、対応させてもらっているということで、一つは人数の点が課題としてあるかなと思います。ただ、安来市なんですけども、学校との連携っていうのは随分しっかりさせていただいています。不登校状態から登校が始まった子どもに関しては、必要であれば学校で今まで関わっていたスタッフが待ち受けをして、必要な時間ちょっと一緒に学校内で過ごすというようなことですか、それから今年たまたま1年以上不登校だった子が行き始めましたので、学年も低かったのも、何曜日の半日はずっと付いてあげるといようなことで、学校に早くなじんでくれるようにと対応をしたりしております。それから教育支援センターでの対応できることは非常に限られているんですけども、センターに見学に来たり、親さんの申し込みはあるんだけども来られない子どもというのがありますので、そういう場合はご家庭や本人が許せば、決まった曜日にこちらから出かけさせてもらって、1時間程度一緒に時を過ごす、その中で徐々にセンターの方に足を向けてもらう、そんな対応もしています。そういうのもやっぱり学校と連携をしていかないと進められないので、ケース会議を度々開かせていただいてという形でやっております。ただ学校もとてもお忙しくて、それからそれこそなかなかこちらの思う形での意図が伝わらなかったりということで苦労する点もありますが、そういうことをやっぱり続けていかないといけないなと思いますし、本当にまずは一対一の対応が必要な子が増えてきてる気がしますので、そういう意味では緻密な対応をしていると思うんですけども、今までよりもっとそういう

ふうな対応が必要になってくるというふうなことも思っています。

●会長

難しいですね。学校というのは基本的に個別対応ではなく集団指導を前提としてきたわけですが、矛盾したことがずっと増えてきているということなんですけど、これについては最近、後から出てきますけど、学習保証の観点からオンラインでいいんじゃないという話が出てき始めていますね。この間、某公立高校で探究学習の発表があって見にいかせていただいたんですけど、その時に不登校をどうやって減らせばいいかという課題に取り組んだグループ発表がありました。簡単にいうと結論は完全にオンラインでやればいいんじゃないという話でした。まあ、一つの考え方なんです。大学も同じようにオンラインでいいんじゃないという学生や教員も結構いてちょっとショックを受けています。

次に⑦が気になっていて、先ほどの詳細版の資料の12ページのところに高校中退の話が出てくるんですね。令和元年度に130人、令和2年度に114人。その他のところの数が一気に減って0になっているので、分類の仕方を変えたとかがあるかもしれませんが、それにしても100人以上の方がいる中で、全日制をやめられる方は通・定に変わっていくということがあるだろうけど、通・定をやめた方はその後どうなるかなというところが当然気になります。その点について、⑦について何か県の方から回答がありますか。結局、小中学校に在籍している方については不登校でもかなりフォローアップが効いていると思うのですが、通・定をやめた後はフォローアップが効かないのではないかと思うんですよ。その辺どうされているのかなと思うんです。

●事務局

県の施策の中に連絡調整員という方がいらっしゃいます。その方が中途退学した後にどこにも繋がらない子がいないようにというような目的でいろいろと動いていただいていると。

●会長

昨年度もその話はあったんですよ。たぶんそうだなと思うんですが。

●事務局

はい。現実にはすべての子がよしとするかという、そういうことは要らないとか。希望しないとなかなかできないというところがあります。連絡が取れないとか、そもそも取らせてくれないとか。家庭もなかなかOKしないとかというところで、連絡調整員の方もどこかに繋がろうと思うんだけど、繋げないケースも中にはあります。

●会長

そうなんです。そうだと思うんですけど、問題は県として把握しておくべきことは、連絡調整員という制度がどのぐらい機能しているかということとをどのように評価するかという

ことだと。それが届いていないということがあった場合には、届いている率、届いていない率があると思うんですけど、その辺りをどういう施策がありうるのかということを考えるのが次の手なので。その辺を評価されるといいのかなと。

●事務局

はい。ある程度、評価しています。繋がっている子、連絡が取れている子はいますので。ただ、やはり限界があるなど。連絡調整員だけでは限界がある、教育委員会だけではおそらく限界があるのを、他部局との連携をもう少ししていくということが必要になってくると思っています。

●委員

某高校のスクールカウンセラーです。定時ならまだ通信制に異動するというのを考えるんですが、通信制をやめられた場合に、近年出てきたのはN高の話が出てきたりしました。ただ、スクールカウンセラーとして繋がったケースで、これはちょっと難しいだろうというケースに関しては、許可を得た上で、その地域の保健師さんをお願いをする、実はこういう方がいらっしゃって、こうこうこういう風に学校をやめてしまわれるけれども、何とか繋がりを持ってないだろうかと、内々で保健師さんに連絡を取ったというケースが今までに何ケースかあります。ただ、私の関知してないところでやめていかれる方も随分おられるので、私としてはできればきちんと見立てて、いいところに繋げたかったなあっていうふうな後悔を持つことがあります。丁寧にもうちょっと、やめていかれる方を追えるような体制を本当は取りたかったなと思うんですが、そういうふうに、細々とはやっておりますが、本当に細々なので。高校中退の問題というのは全国的にも大変大きな問題ですし、島根県に関しては、まだスクーリングで行けるところは大変遠いところが多い。全国の、サポート校はものすごく高い。通信、ネットだけでいける高校のスクーリングでいけるところは、福岡とか大阪とか、広島はまだ聞かないかな、それぐらい遠いところに行かなければいけないということで、続けるのはとっても難しいという現状があると感じているので、私としては、ある程度明確に、高校中退者に対する対策が整ってくれるといいなと思っています。

●会長

県教委としてどういう角度から対応するのかというところもあると思うのですが、結構な人数の方が中退後に行き場所がない状況で支援を必要としている可能性もあるかもしれません。

●委員

市町村の福祉部局と繋げていただくといいかなというふうに思うんですけど、それが市町村ごとに仕組みがバラバラですよ。なので、私は安来市ですが、安来市ではこことかいう

ふうなことが一元的に把握できていると連絡調整員さんもおそらくすごく動きやすくなるんではないかなという気がします。

●会長

地域のサポートからも家族のサポートからも切れてしまっている人たちの課題。それが結構、まあ中高年になってきているケースもあって、そこになかなかこれといった施策がないんですよね。地域の暮らしの方に関わってきますね。

あと残りの数問ありますが、その他のところについて、先ほどICTの話もしましたけれど、その他①については不登校の解消という考え方については解消だけを考えているわけではないとは思いますが、県の方はいかがですか。

●事務局

以前は学校に登校する、復帰するというのが目的になっていたのかなと思いますが、今はもちろんそれをめざしますけれども、一番はその子の自立をどう支援していくかというところではないかなというふうに思っているところです。

●会長

他に何か。

●委員

②③は私が書いたやつです。

つい昨日、鳥取県のスクールカウンセラーの集まりがあった際にはですね、GIGAスクール構想対しての県の教育委員会の施策が説明されて、GIGAスクール構想になった場合にスクールカウンセラーにどのような影響があるのかということをお話し合いをしました。ICTがとても進んでいる感じがして、鳥取県は数年前に「すらら」を導入して、結構よかった。もちろん問題もあって、「すらら」すらやる気が起きない人もいますけれども、オンライン教育ということでもうまくいったケースというのも少し蓄積されたというふうにお聞きしています。それとですね、いろいろな事情で学校に短時間行くぐらいしか気力がない、無気力、やる気がないというお子さんがやっと高校に入って短時間、通信とか定時で短時間学校に行く。これぐらいだったら学校に来られると思って来るのはいいんですけども、学力保証がないので、いきなり数Iを教えるという状況が辛いですというご相談というか、ぐちを聞きました。それはそうだろうと思います。教育機会確保法にこの部分に関わってくるかなあと思って、「島根県教育機会確保法」で検索したら何も出てこなくて、他県、鳥取県や他県の方だと夜間中学で学力保証されたりですね、ICTで学力保証をされたりと施策をされていたので、島根県の方では何かこう、こういうふうなところがあるということがお聞きできたら。不登校が確かに課題ですので、資料がまとまっていると、もうちょっとわかりや

すいし、私はあまり先生方に研修、研修ってというのはとても辛いなと思っているので、例えばここに資料がまとまっていますよとか、こういう方向性がありますよみたいなものが明確だといいなと思うんですけど。島根県のサイトってあまり充実していない気がしましたので、ちょっとそのところが気になったというところがあります。あと、SNS相談事業、とてもいいなと思ったんですけども、学校の支援をさせていただく時に使いたいと思って、カードがどこにあるか学校に聞いたら、そんなものあった？って。インターネットで調べたら、QRコードが使えるものが載せてあった。それ自体は安全でいいんですが、もうカードというよりも、スマホでカシャッとやってQRコードをやるような形なので、宣伝のされ方を少し変えられるといいのかなというふうに思っています。

●会長

いろいろ工夫点はあって、今の問題は結局全部繋がっていて、今、不登校やうまくいかない状態にある児童生徒さんたちの支援というのはかなり多角的に考えられないといけなくて、学校復帰だけの時代から早く抜けて、いろんな学力保証やいろんなサポートの仕方があるんですよというところへ向かっていかなければいけない時に、少し、島根県はアイテムが少なくありませんかという話だと思いますし、研修といっても新しいことを教えるだけじゃなくて、いろんなツールに関して、自分で探していけるようなシステムを作るのも一つのやり方ですよというご提案だと思います。何年か前から僕も不登校に関して、もうそろそろ手引きかなにか県として作るべきじゃないですかと申し上げたんですけどもなかなか予算の点もあろうかと思えます。そういったところも少し考えていただけたらいいかなと。

最後にSNS相談の話が出ましたので、みなさんいろいろお知りになりたいことがあるのもよく分かるのですが、資料3が残っていますので、このところをご説明いただきたいと思えます。

●事務局

資料3になります。令和2年度から本格的にこの事業を実施しましたがけれども、9月補正で予算が付きましたので延長して、結果的には令和2年の7月5日から令和3年の3月31日までのところの264日間行いました。相談件数としては延べ415件ということで1日平均は1.6件でございました。月別ですけれども、やはり最初のところ、7月のところは多かったですけれども、徐々に減っていくというようなことがありました。相談件数の校種としましては、令和2年度は高校1年生が一番多かったということで、全体としても高校生の方が中学生よりも多かったということがありました。裏面にいただいていただきまして、男女別で見ますと女性の方が圧倒的に多いということです。相談内容ですけれども、友人関係というものがやはり多いということで、恋愛とか心身の健康・保健とかが続くという状況で

した。最終的な友だち登録件数は666人でした。続きまして令和3年度は10月31日まででこのところで締めたところの報告が次に載せてあります。延べ210日間で315件ということで、1日平均が1.5件ということになります。月別ですけれども、4月のところが多かったんですけれども徐々に減って、夏休みでまたちょっと多くなってきているというところなんです。校種別で見ますと、令和2年度は高校生が多かったんですけれども、令和3年度は中学生、中でも2年生が多いと。これはなぜなのかなというところはなかなか分析できていないところです。裏面に行ってくださいまして、男女で見ますと、やはり圧倒的に女性の方が相談件数が多いというところなんです。相談内容につきましては友人関係、これは2年度と同様ですけれども、恋愛、心身の健康というところやはりが上位に来ているということも同じような傾向にあります。友だち登録件数は10月現在で317人です。

●会長

ありがとうございました。これもどういう役割、どういう機能を果たしているかについてどういう分析をされるかということですね。活用が上がるのは良いことなただけど、教育相談体制全体の中でどういう役割を果たしているかということについて、目標があり、目標をどうチェックするかという辺りをお考えいただくといいかなと思います。

残り時間がございませんので、後のところはフリーでご感想なり、思うところなりを限られた時間の中ではありますがおしゃっていただけたらと思います。

●委員

昨年参加で2回目でしたけれども、教育をどう支えていくかというところをみていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

●委員

子どもさんとの関わりが少ない精神科医をしておりますので、今日はいろいろ参考になる話を聞かせていただきました。養護学校に関わっていて、気になっていることがあります。養護学校の分校（乃木校舎）には、発達障がいがあっても知的には問題のない生徒がいます。知的障がいはなくても、学習困難な生徒が来ているわけです。養護学校のイメージは知的障がいのある生徒ということなので、本当は来たくない。そういうところから不登校になる子がいました。高齢者でも、認知症の人を対象にしたグループホームに認知症のない人が入っていることがあります。必要な場合は、診断書の書き方ひとつで可能になります。養護学校に、知的障害のない発達障害の子どもが抵抗なく入れる制度があれば良い、と思います。こういうところに来るつもりはなかった、ではなく、動機づけができて入れる制度があれば、そうした不登校は減るのではないかと、という印象を持っています。

●委員

初めて参加させてもらって、でも知っている先生が名簿の中にいっぱいおられたのでいいかと思っていっぱいしゃべりました。しゃべらせてもらって嬉しいです。でも、本当に様々な取り組みがあることで、大変だとは思いますが、子どもたちのためになることをできればしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

●委員

今までの話の中で、やはり個別対応ということが出てきたと思います。やはり個別対応というのは対応する側の「人」もいるし、「時間」もいるし、時には「施設」もいるということ。でもこれはなかなかそう簡単には解決ができないので、少なくともさっきからおっしゃっていますけれども、例えば他の県のいい取組、事例などをやはり参考にしていって、県でできることは取り入れていくということだと思っております。

●委員

I C Tの話が出ていたんですけど、学校に行ってみると、なんか授業風景が大分変わったような気がします。いいことはとつてもわかりますが、非言語の力がなかなかこれから育っていかない。非認知能力も育っていかない。それをどうやって育てるかなっていうことを私は今考えています。ここ、生徒指導とは直接には関係ないんですけども、対人関係能力というところで危惧しています。

●委員

同じようなことなんですけれども、ちょっと前は今後の対応のところに言葉を育てるといのが一つの視点になっていたと思うんですけども、本当に必要だと思っています。しんどくても言葉にできないとか、しんどくてもそれが表現できないという子どもたちが随分多いなと感じています。私は幼稚園の方とも関わらせていただいているんですけど、幼稚園で振り返りのところをしっかりと関わってやると本当にすばらしい、自分の気持ちを出しながらの振り返りができるんですね。そういうことを幼稚園段階、幼児教育段階から小学校、中学校といった時にそういう時間をきちんと持って言葉を育てていくということがやっぱり、これからも必要じゃないかなというふうに思っています。

●委員

実は不登校の要因のところの話の中で、「無気力・不安」っていうのが圧倒的に多かったんですね。その中に、最近ある人から相談を受けたんですが、病気が関わっているんじゃないかということで、「起立性調節障害」という病名を知りました。去年の7月のところで、山陰中央に記事が出ておりました。この時は読んだだけだったんですけども、不登校の要因につながるような怠けだったりさぼりだったりというふうに見られがちなお子さん

いるんだということ。鳥取県の教育委員会の方は研修を進めていこうというふうな話も出しておられるようです。本当に1対1の必要な、その場に出ることさえ苦しい。やっぱりよくよく見てみると、家庭で朝起きる時から、前の晩は「よし！明日は」と思っても、朝になるともう萎えてしまって1歩が出せないっていう、そういった起立性の調節障害っていう病気。これは先生がご存知じゃないかなと思って、今日お聞きできるかなと思っておったりしたんですけど。先生いかがでしょうか。

●委員

これは当然あると思います。そういうことを想定して血圧測定等、診察を行います。所見のない場合が多く、一概には言えないようです。それとは別の身体的な問題として、生体リズムの問題があります。睡眠リズムそのものに原因があって、24時間を超えたリズムで生活をしていて、朝起きが困難、その結果として不登校になるようなケースもあります。精神科に紹介されてくる人は、小児科、内科で既にチェックされていて、あとは心因性だよ、発達障がだよ、という場合が多いように思います。そうした中で、精神科医が身体的な原因によるものを見つけるのはかなり珍しいのではないかと感じています。

●委員

これはお母さんが中心となって、うちの子どもをこんな風に見てくださいっていう気持ちから申し出られた話だと思うんですけど、このお母さんの話の中で、学校の方で病気を受け止めてくれる先生もいたが、声さえかけてくれない担任もいたというふうなことで、親の思いなんだろうなと感じながら、できればこうした病気からっていうふうなところも、今の不安とか無気力っていうところの裏打ちとして見ていく必要があるんじゃないかなということ。をちらっと思ったもんですから、またご検討いただければと思っています。今日は大変ありがとうございました。

●委員

私もお話を聞きながら、やはり今、多様化、そして個別化、どうフォローしていくのかわかっていうところが非常に大きな課題かなということを感じております。本当に教員だけではなくて、様々な、地域であるとか、何かこうできるところで子どもたちを救っていく方法を見出ししていないといけないなということを思いました。ありがとうございました。

●会長

ぜひ県の方では、現場に届くようなメッセージ性の高い施策を打ち出していただけたらいいなというふうに思います。本日はみなさんありがとうございました。

【事務局あいさつ（参事）】

本日は限られた時間でありながら、非常に濃密なお話をいただきましてありがとうございました。学校だけでは抱えきれない問題を多くの専門家の方からご助言をいただき、これからの県の施策・事業にぜひ生かしていきたいと強く感じたところです。またいろいろな場面でご助言いただけたらと考えております。本日はどうもありがとうございました。